

地域福祉計画(ほっとネット)における福祉圏域の考え方

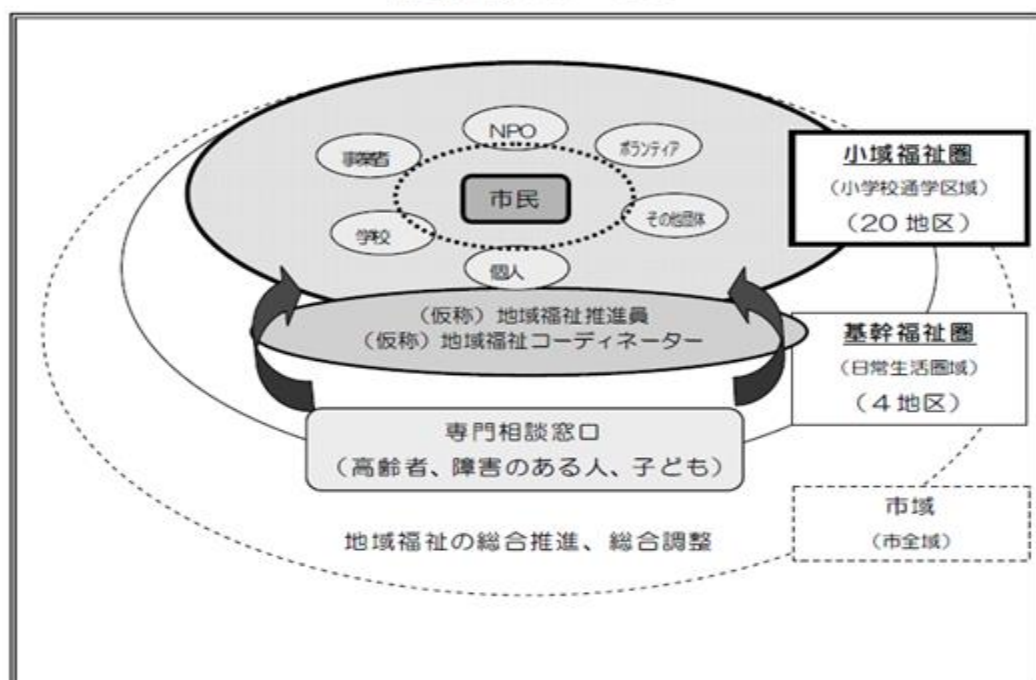
1 福祉圏域の設定

地域福祉を推進するために必要な取組や仕組づくりを効果的に展開していくための地域の範囲として、『福祉圏域』を設定しています。

計画推進のために、市民や事業者・団体、行政などが役割分担をし、小域福祉圏、基幹福祉圏、市域の三層構造の福祉圏域を設定している。

第1層	小域福祉圏	小学校通学区域	20地区
	地域福祉は可能な限り身近な小範囲で福祉活動が行われることが理想であることから、小学校通学区域を小域福祉圏とする。		
第2層	基幹福祉圏	日常生活圏域	4地区
	「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の日常生活圏域の4地区（中部、南部、西部、北東部）とし、地域福祉コーディネーターを配置し、小域福祉圏における支え合い活動の活発化を促進するための支援を行う。		
第3層	-	市域	市全域
	地域福祉の総合推進、総合調整を行う。		

◆福祉圏域のイメージ図



2 基幹福祉圏(日常生活圏域)の範囲

(1) 地域福祉計画では、「西東京市はっとするまちネットワークシステム事業実施要綱」により、基幹福祉圏(日常生活圏域)の対象とする小域福祉圏(小学校通学区域)を下記のとおり規定している。

圏域名	対象とする小学校通学区域
中部圏域	田無小 保谷小 泉小 谷戸二小 本町小 の通学区域
南部圏域	保谷二小 東伏見小 向台小 柳沢小 の通学区域
西部圏域	谷戸小 中原小 芝久保小 上向台小 けやき小 の通学区域
北東部圏域	保谷一小 碧山小 栄小 東小 住吉小 の通学区域

(2) 一方、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画においては、地域包括支援センターの地区により、下記のように日常生活圏域の範囲を設定している。

圏域名	町名	地域包括支援センター
中部圏域	田無町 保谷町 北原町 泉町 住吉町	泉町地域包括支援センター 田無町地域包括支援センター
南部圏域	新町 柳沢 東伏見 南町 向台町	新町地域包括支援センター 向台町地域包括支援センター
西部圏域	西原町 芝久保町 緑町 谷戸町 ひばりが丘	緑町地域包括支援センター 西原町地域包括支援センター
北東部圏域	東町 中町 富士町 ひばりが丘北 北町 栄町 下保谷	栄町地域包括支援センター 富士町地域包括支援センター

※上記圏域設定を、地域協力ネットワークでも採用している。

3 日常生活圏域の範囲の違い

日常生活圏域	中部圏域	南部圏域	西部圏域	北東部圏域
高齢計画	田無町、保谷町、北原町 泉町、住吉町	新町、柳沢、東伏見 南町、向台町	西原町、芝久保町、緑町 谷戸町、ひばりが丘	東町、中町、富士町、ひばりが丘北 北町、栄町、下保谷
地域福祉計画	泉小、保谷小、 谷戸二小 田無小、本町小 の通学区域	向台小、柳沢小 保谷二小、東伏見小 の通学区域	中原小、谷戸小 けやき小、芝久保小、 上向台 の通学区域	碧山小、東小、保谷一小 栄小、 住吉小 の通学区域
				
通学区域	泉小 保谷小 保谷町一丁目（1～6番）・五丁目・六丁目（1～8・14～25番）、 中町一・六丁目、富士町一丁目（1～4番）、 泉町一丁目（1～4・15・16番）・二丁目（1～5・17～20番）・三丁目 谷戸二小 北原町一・二丁目、 谷戸町一・三丁目、 泉町一丁目（5～14・17番）・二丁目（6～12・16番）、住吉町一丁目（4～20番） 田無小 田無町一～六丁目・七丁目（1・2・15・16・19・20番）、 西原町一丁目、緑町一丁目（2～8番） 本町小 保谷町一丁目（7～19番）・二・三・四丁目・六丁目（9～13番）、 富士町一丁目（5・6・7番（76～82）・12～14番）・五丁目（1～4番）・六丁目	向台小 南町四・五丁目、向台町二～四丁目、新町三・四丁目 柳沢小 南町一～三丁目、向台町一丁目 保谷二小 新町一・二丁目、柳沢二丁目（3～6・8～19番）・三丁目（2～10番）・四・五丁目・六丁目（7～11番） 東伏見小 柳沢一丁目・二丁目（1・2・7番）・三丁目（1番）・六丁目（1～6番）、東伏見一～六丁目、 富士町四丁目・五丁目（5～7番）	中原小 ひばりが丘一・二丁目・三丁目（1・2番（87～93）・3～6番）・四丁目、谷戸町二丁目（1番（20・21・75・77・78）） 谷戸小 緑町一丁目（1番）・二丁目（3～21番）・三丁目、ひばりが丘三丁目（2番（130～162））、 北原町三丁目、 谷戸町二丁目（1番（20・21・75・77・78を除く。））・2～16番） けやき小 田無町七丁目（3～14・17・18番）、西原町二・三丁目、芝久保町四・五丁目、西原町四・五丁目、緑町二丁目（1・2番） 芝久保小 芝久保町二・三丁目 上向台小 南町六丁目、向台町五・六丁目、 芝久保町一丁目、 新町五・六丁目	碧山小 除く。）・8～11・15・16番）・二・三丁目、中町三～五丁目 東小 東町一～六丁目、中町二丁目、 泉町五丁目（15・16番）・六丁目（9番） 保谷一小 栄町一丁目（1～5・13～17番）、下保谷一～五丁目、北町四・五丁目 栄小 ひばりが丘北一～四丁目、北町一～三・六丁目、栄町一丁目（6～12番）・二・三丁目 住吉小 住吉町一丁目（1～3・21番）・二～六丁目、泉町二丁目（13～15番）・四丁目・五丁目（1～14番）・六丁目（1～8・10～15番）